

# 日本弁理士会『弁理士業務 AI 利活用ガイドライン』に関する調査報告

Gemini Deep Research

## 1. はじめに：特許弁理士業務における AI の役割拡大と日本弁理士会ガイドラインの意義

近年、人工知能（AI）は、知的財産法や特許実務を含む様々な法務分野において、その存在感を増しています。AI は、特許弁理士が提供するサービスの効率性、精度、範囲を向上させる可能性を秘めています。例えば、先行技術調査の迅速化、特許明細書作成の支援、顧客対応の自動化などが期待されています。しかしながら、高度に専門的で倫理的な配慮が求められる特許弁理士業務に AI を導入するにあたっては、様々な課題とリスクが存在します。データプライバシー、倫理的な考慮事項、専門家としての責任の所在、AI アルゴリズムの潜在的な偏りなど、慎重な検討が不可欠です。

このような状況を踏まえ、日本弁理士会（JPPAA）が策定した「弁理士業務 AI 利活用ガイドライン」は、会員である特許弁理士が AI 技術を適切に活用するための指針を示す上で極めて重要な役割を果たします。日本弁理士会は、知的財産に関する専門家団体として、その使命に基づき、会員の業務の適正な遂行と、知的財産制度の健全な発展に貢献することが求められています。本ガイドラインは、日本の特許法実務における AI の将来を方向づけるとともに、他国における同様の取り組みのモデルとなる可能性も秘めています。本報告書では、このガイドラインの入手可能性、主要な内容、制定の背景、最新の改訂情報、そして関連機関における具体的な取り組み事例について調査し、詳細な分析を提供します。

## 2. ガイドラインの入手先と公開状況：日本弁理士会による AI 活用指針へのアクセス

本調査では、まず日本弁理士会の公式サイト（<https://www.jpaa.or.jp/>）を中心に、「弁理士業務 AI 利活用ガイドライン」に関する情報の探索を行いました。公式サイト内の「お知らせ」「出版&冊子」「活動状況」といった関連性の高いセクションや、サイト内検索機能を用いて、ガイドラインの全文または入手方法に関する記述がないかを確認しました。

調査の結果、現時点では、日本弁理士会の公式サイトでの主要なセクションにおいて、「弁理士業務 AI 利活用ガイドライン」の全文が直接公開されているという明確な情報は確認できませんでした<sup>1</sup>。しかしながら、日本弁理士会の 2024 年度の事業計画<sup>3</sup>や、産業構造審議会 知的財産分科会 弁理士制度小委員会の議事要旨<sup>4</sup>において、AI の

利活用に関するガイドライン策定に向けた準備が進められていることが示唆されています。

具体的には、2024年度の日本弁理士会の事業計画において、令和5年度に会長室員により実施された生成AIに関する情報の収集・分析を踏まえ、組織として活動するためのワーキンググループ（WG）が設置され、同WGでAIの利活用に関するガイドライン策定に向けて準備が進められていると明記されています<sup>3</sup>。また、2024年1月29日に開催された産業構造審議会 知的財産分科会 第20回弁理士制度小委員会の議事要旨によれば、日本弁理士会において、弁理士によるAIツールの適切な利活用を促すためのガイドラインを作成することが了承されたとされています<sup>4</sup>。

これらの情報から、日本弁理士会は「弁理士業務AI利活用ガイドライン」の策定を積極的に進めているものの、現時点ではまだ正式に公開されていない可能性が高いと考えられます。ガイドラインの全文や入手方法については、今後の日本弁理士会からの公式発表を注視する必要があります。公式サイト「知的財産最新情報」<sup>1</sup>や「法改正情報」<sup>6</sup>のセクション、あるいは月刊誌「パテント」<sup>11</sup>などの出版物を通じて情報が公開される可能性も考えられます。

### 3. ガイドラインの要点・主要内容のまとめ：AI活用における基本原則の解明

現時点ではガイドラインの全文が公開されていないため、その要点や主要な内容を直接的に把握することは困難です。しかしながら、関連情報や、ガイドラインに準拠して策定されたと考えられる個別の弁理士法人におけるガイドライン<sup>15</sup>、さらにはAIの特許実務への応用に関する議論<sup>16</sup>などから、その内容を推測することができます。

IPTech 弁理士法人が策定した「IPTech 生成AI利活用ガイドライン（β版）」は、日本弁理士会の「弁理士業務AI利活用ガイドライン」に準拠していると明記されています<sup>15</sup>。このことから、日本弁理士会のガイドラインにおいても、生成AIツールの利用における情報保護が重要な柱の一つとなっている可能性が示唆されます。IPTechのガイドラインでは、利用する生成AIツールが、入力内容の暗号化処理、サービス提供事業者による解析の不可、入力データの再学習への不利用という3つの要件を満たすこと、そしてこれらの保証がサービス提供事業者の利用規約等で明示されていることが重視されています<sup>15</sup>。

また、高山特許商標事務所の弁理士による見解<sup>19</sup>では、「弁理士業務AI利活用ガイドライン（β版）」の内容を踏まえ、生成AIの利用に関する正確なリスク評価と冷静な議論の必要性が強調されています。特に、ChatGPTへの発明内容の入力による新規性喪失の可能性や、オプトアウト設定の誤解など、技術的・法的な理解における注意点が

指摘されており、ガイドラインにおいてもこれらの点が明確に示されることが期待されます。

さらに、AIの特許実務への応用に関する文献<sup>16</sup>から、ガイドラインでは、AIの特許明細書作成の補助、先行技術調査の効率化、発明創出の支援など、様々な業務領域における活用が想定されている可能性が考えられます。ただし、AIはあくまで弁理士の専門的な判断を補完するツールとして位置づけられ、最終的な責任は弁理士が負うという原則が示されると推測されます<sup>15</sup>。データ契約やAI開発・利用契約における留意事項<sup>20</sup>、AI特許の戦略的利用<sup>16</sup>、AI技術の特許保護<sup>18</sup>なども、ガイドラインの関連する内容として検討されている可能性があります。

#### 4. 制定の背景や経緯：AI活用促進と課題への対応

日本弁理士会が「弁理士業務AI利活用ガイドライン」を制定する背景には、特許弁理士業務におけるAI技術の急速な進展と、それに伴う様々な課題への対応が挙げられます<sup>3</sup>。限られたリソースの中で、弁理士にしかできない業務に集中するためには、AI技術の導入と活用が有効である一方、AI技術の導入にあたっては、情報漏洩のリスク、倫理的な問題、法的責任の所在など、様々な課題も存在します<sup>22</sup>。

このような状況を踏まえ、日本弁理士会は、弁理士によるAIツールの適切な利活用を促進するためのガイドラインを作成することを決定しました<sup>4</sup>。2024年1月29日に開催された産業構造審議会知的財産分科会第20回弁理士制度小委員会においては、このガイドライン作成の方針が了承されています<sup>4</sup>。

ガイドラインの検討プロセスにおいては、日本弁理士会内にワーキンググループが設置され、具体的な内容の検討が進められています<sup>3</sup>。このワーキンググループには、実際にAIツールを業務に活用している弁理士や、AI技術に関する専門家などが参加し、実務的な視点と専門的な知識に基づいた議論が行われていると考えられます<sup>23</sup>。また、日本弁理士会は、生成AIに関する情報収集や分析を以前から行っており<sup>3</sup>、これらの活動もガイドライン策定の基礎となっていると考えられます。

日本弁理士会がAI利活用ガイドラインを制定する目的は、会員である弁理士がAI技術の潜在的な利点を最大限に活用しつつ、関連するリスクを適切に管理できるように支援することにあります。これにより、弁理士業務の効率化と品質向上を図り、最終的にはクライアントに提供するサービスの価値を高めることが期待されます。

#### 5. 最新の改訂情報：ガイドラインの進化と現状

本調査時点では、「弁理士業務AI利活用ガイドライン」の正式な公開に関する情報は

見当たらず、したがって、最新の改訂情報も確認できませんでした。しかしながら、言及されている「β版」<sup>19</sup>が、初期のドラフト版であるか、あるいは一部改訂を経たものなのかは不明です。

知的財産分野におけるAI技術は急速に進化しているため、日本弁理士会が今後もガイドラインを定期的に見直し、必要に応じて改訂していく可能性は十分に考えられます。AIに関する政府の方針<sup>24</sup>や、関連する技術動向、そして実際にAIを活用している弁理士からのフィードバックなどを踏まえ、ガイドラインは継続的にアップデートされていくことが予想されます。

今後、日本弁理士会の公式サイトや関連ニュースを通じて、ガイドラインの正式公開や改訂に関する情報が発表される可能性がありますので、引き続き注視していく必要があります。

## 6. ガイドラインを受けた各弁理士法人や関連機関の具体的な取り組み事例：AI実装の現状

日本弁理士会がAI利活用ガイドラインの策定を進める中、一部の弁理士法人や関連機関では、すでにAI技術を業務に取り入れたり、独自のガイドラインを策定したりする動きが見られます<sup>15</sup>。

IPTech 弁理士法人は、日本弁理士会のガイドラインに準拠した「IPTech 生成AI利活用ガイドライン（β版）」を策定し、2025年4月1日より一部業務において生成AIツールの活用を開始することを発表しています<sup>15</sup>。同法人では、利用するAIツールに関して、データ暗号化、入力データの再学習への不利用、そしてこれらの保証が利用規約等で明示されていることを条件としています。また、AIはあくまで補助ツールとして位置づけ、専門的な判断や法的見解の提供は引き続き弁理士が責任を持って行うとしています<sup>15</sup>。

弁理士法人みなとみらい特許事務所は、プロフェッショナルな視点から知的財産権とAIの未来について考察しており<sup>36</sup>、AI技術の活用に積極的な姿勢を示しています。また、光陽国際特許事務所のような大規模な特許事務所もAI化を推進しており<sup>36</sup>、業務効率化やサービス向上にAIを活用する事例が増えています。

スズエ国際特許事務所では、AI検索エンジンを導入し、類義語の一括抽出などを実現することで、調査業務の効率化を図っています<sup>33</sup>。また、TM-RoBoのようなAI搭載の商標調査ツールを導入し、調査時間の短縮や業務効率の改善に取り組む特許事務所も存在します<sup>31</sup>。

さらに、AIを活用した特許情報分析サービスや、特許文書作成支援ツールなどを開発・提供する企業も登場しており<sup>33</sup>、これらのツールを導入することで、弁理士はより効率的に業務を進めることが可能になっています。

これらの事例から、日本弁理士会のガイドライン策定に先駆けて、すでに多くの弁理士法人や関連機関がAI技術の活用を検討・導入しており、情報保護や倫理的な配慮を行いながら、業務の効率化と品質向上を目指している状況が伺えます。

## 7. 考察と分析：日本弁理士会のAI活用指針がもたらす影響

日本弁理士会による「弁理士業務AI利活用ガイドライン」の策定は、日本の特許弁理士業界にとって重要な転換点となる可能性があります。AI技術の導入は、業務効率の向上、より高度な分析能力の獲得、そして新たなサービスの創出といった多くの潜在的なメリットをもたらす一方で、倫理的な課題、情報セキュリティのリスク、そして弁理士の専門性に対する影響など、慎重に考慮すべき側面も存在します<sup>16</sup>。

ガイドラインが明確な指針を示すことで、弁理士はAI技術を安心して業務に取り入れることができるようになり、その結果、クライアントに対してより迅速かつ高品質なサービスを提供できるようになることが期待されます。特に、先行技術調査や特許明細書作成といった、時間と労力を要する業務においてAIの支援を受けることで、弁理士はより戦略的な思考や、クライアントとのコミュニケーションといった、人間にしかできない業務に集中できるようになるでしょう<sup>17</sup>。

しかしながら、AIの利用には常に人間の監督と判断が不可欠です。AIが生成する情報や提案は、必ずしも正確であるとは限らず、また、複雑な法的判断や倫理的な考慮を伴う場合には、人間の専門知識と経験が不可欠となります<sup>17</sup>。ガイドラインにおいては、AIの利用範囲や限界、そして弁理士の責任の所在が明確に示されることが重要です。

また、AI技術の急速な進展に伴い、ガイドラインも継続的に見直し、アップデートしていく必要があります。日本弁理士会は、技術動向や社会情勢の変化に対応し、会員が常に最新の知識と指針に基づいてAIを活用できるよう、情報提供や研修<sup>25</sup>を充実させることも重要となるでしょう。

長期的な視点で見ると、AIの普及は特許弁理士の役割を再定義する可能性もあります。ルーチンワークがAIによって自動化されることで、弁理士はより高度な専門知識や、コンサルティング能力、そしてクライアントとの信頼関係構築といった、人間ならではのスキルを重視するようになるかもしれません<sup>17</sup>。

日本弁理士会のAI利活用ガイドラインは、このような変化の波に対応し、日本の特許

弁理士業界が AI 時代においてもその専門性と価値を維持し、発展していくための重要な道標となることが期待されます。

## 8. 結論：AI とともに進化する日本の特許弁理士業務

本報告書の調査結果から、日本弁理士会は「弁理士業務 AI 利活用ガイドライン」の策定を積極的に進めており、その背景には、AI 技術の進展と、弁理士業務における AI 活用の可能性と課題への対応があります。現時点ではガイドラインの全文は公開されていませんが、関連情報や一部の弁理士法人における取り組み事例から、情報保護、倫理的な配慮、そして AI をあくまで弁理士の業務を支援するツールとして位置づけるという基本原則が示される可能性が高いと考えられます。

ガイドラインの策定は、日本の特許弁理士業界が AI 時代に適応し、より効率的で質の高いサービスを提供するための重要な一歩となります。今後、ガイドラインが正式に公開され、その内容が具体的に明らかになることで、各弁理士法人や関連機関における AI の活用がさらに加速していくことが予想されます。

日本弁理士会には、今後も AI 技術の動向を注視し、ガイドラインの継続的な見直しとアップデートを行うとともに、会員に対する情報提供や研修を充実させることで、AI とともに進化する特許弁理士業務を支援していくことが期待されます。

### 付表

表 1：日本弁理士会 AI ガイドライン開発のタイムライン（推定）

| 時期         | イベント                                   | 根拠スニペット       |
|------------|--|---------------|
| 2023 年度    | 会長室員による生成 AI に関する情報収集・分析               | 3, 3, 3, 3    |
| 2024 年 1 月 | 産業構造審議会 知的財産分科会 弁理士制度小委員会にてガイドライン作成が了承 | 4, 5, 4, 5, 4 |
| 2024 年度    | AI 利活用に関するガイドライン策定に向けたワーキンググ           | 3, 3, 3, 3    |

|         |                                    |        |
|---------|------------------------------------|--------|
|         | ループ設置                              |        |
| 2025年3月 | 弁理士業務 AI 利活用ガイドライン (β 版) の存在が示唆される | 19, 19 |

表 2：弁理士法人における AI 実装の事例

| 弁理士法人名等          | AI の用途・取り組み   | 根拠スニペット        |
|------------------|---|----------------|
| IPTech 弁理士法人     | 日本弁理士会ガイドラインに準拠した「IPTech 生成 AI 利活用ガイドライン (β 版)」を策定、一部業務で生成 AI ツール活用開始 (情報保護を重視) | 15, 15, 15     |
| 弁理士法人みなとみらい特許事務所 | 知的財産権と AI の未来について考察   | 36             |
| 光陽国際特許事務所        | AI 化を推進   | 36             |
| スズエ国際特許事務所       | AI 検索エンジン導入による調査業務効率化   | 33             |
| 各社               | TM-RoBo (AI 搭載商標調査ツール) 導入による調査時間短縮・業務効率化  | 31, 36         |
| 各社               | AI を活用した特許情報分析サービスや特許文書作成支援ツールなどを導入   | 33, 34, 35, 37 |

|                |   |            |
|----------------|---|------------|
| たかやま特許商標事務所    | 「弁理士業務 AI 利活用ガイドライン (β 版)」を踏まえ、生成 AI 利用に関する専門家としての見解を公表 (リスク評価と冷静な議論の必要性を強調)  | 19, 19     |
| Authense 弁理士法人 | Web サービス「Cotobox」(AI 活用型商標登録サービス) を提供   | 32         |
| 東京都不動産鑑定士協会    | AI・データ活用などのデジタル技術に精通した弁理士と連携し、中小企業のデジタル技術の特許取得を支援 (知的財産取得支援事業)  | 30         |
| 各研修機関          | AI 関連発明等の特定技術分野における特許請求の範囲の記載等に関するディスカッション型研修を実施  | 44         |
| 日本弁理士会         | R5 年度に生成 AI に関する研修を開催、今後利用に係る指針を策定予定 <sup>25</sup> 、日米欧 AI 関連発明の審査基準・判例分析と出願ドラフトへのフィードバックに関する研修を実施 <sup>41</sup> 、バイオ発明・AI 利用発明の発明者認定に関するオンライン研修セミナーを開催予定 <sup>42</sup> | 25, 41, 42 |

## 引用文献

1. 日本弁理士会, 3 月 28, 2025 にアクセス、<https://www.jpaa.or.jp/>
2. 知的財産の情報支援、研究のご案内 | 日本弁理士会, 3 月 28, 2025 にアクセス、<https://www.jpaa.or.jp/activity/announce/>
3. 令和 6 年度事業計画 - 日本弁理士会, 3 月 28, 2025 にアクセス、

- <https://www.jpaa.or.jp/cms/wp-content/uploads/2024/05/business-plan2024.pdf>
4. 弁理士による AI ツールの適切な利活用を促すためのガイドライン - よろず知財戦略コンサルティング, 3 月 28, 2025 にアクセス、  
<https://yorozuipsc.com/blog/ai4585709>
  5. 産業構造審議会 知的財産分科会 第 20 回弁理士制度小委員会議事要旨 - 特許庁, 3 月 28, 2025 にアクセス、  
<https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/benrishi shoi/20-gijyoushi.html>
  6. 令和 3 年度弁理士法改正 (テスト) , 3 月 28, 2025 にアクセス、  
[https://www.jpaa.or.jp/regal\\_0401/](https://www.jpaa.or.jp/regal_0401/)
  7. 平成 26 年弁理士法改正について, 3 月 28, 2025 にアクセス、  
<http://www.tokugikon.jp/gikonshi/276/276tokusyu05.pdf>
  8. 令和 3 年弁理士制度小委員会報告書及び弁理士法改正の概要 - 特許庁, 3 月 28, 2025 にアクセス、  
<https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/benrishi shoi/document/19-shiryu/01.pdf>
  9. 日本弁理士会における 標準化人材育成の取組について - 経済産業省, 3 月 28, 2025 にアクセス、  
[https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun-kijun/std\\_w\\_acad/pdf/doc2\\_5.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun-kijun/std_w_acad/pdf/doc2_5.pdf)
  10. 弁護士法 - 衆議院, 3 月 28, 2025 にアクセス、  
[https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_housei.nsf/html/housei/h147049.htm](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_housei.nsf/html/housei/h147049.htm)
  11. 出版&冊子 - 日本弁理士会, 3 月 28, 2025 にアクセス、  
<https://www.jpaa.or.jp/activity/pamphlet/>
  12. パテント (機関誌) - Wikipedia, 3 月 28, 2025 にアクセス、  
[https://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%83%91%E3%83%86%E3%83%B3%E3%83%88\\_\(%E6%A9%9F%E9%96%A2%E8%AA%8C\)](https://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%83%91%E3%83%86%E3%83%B3%E3%83%88_(%E6%A9%9F%E9%96%A2%E8%AA%8C))
  13. 研究成果／出版物 | 日本弁理士会, 3 月 28, 2025 にアクセス、  
<https://www.jpaa.or.jp/publish/>
  14. 「月刊パテント／別冊パテント」 目録検索システム 日本弁理士会, 3 月 28, 2025 にアクセス、  
<https://jpaa-patent.info/patent>
  15. 生成 AI 導入のお知らせ - IPTech 弁理士法人, 3 月 28, 2025 にアクセス、  
<https://iptech.jp/info/250328>
  16. 弁理士業務と AI 特許作成, 3 月 28, 2025 にアクセス、  
<https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/3945>
  17. 人工知能 (AI) と弁理士業務, 3 月 28, 2025 にアクセス、  
[https://www.jpaa.or.jp/old/activity/publication/patent/patent-library/patent-lib/201701/jpaapatent201701\\_098-104.pdf](https://www.jpaa.or.jp/old/activity/publication/patent/patent-library/patent-lib/201701/jpaapatent201701_098-104.pdf)
  18. 弁理士業務と AI 技術 - 河野特許事務所, 3 月 28, 2025 にアクセス、  
<https://knpt.com/contents/thesis/00037/00037.pdf>
  19. 第 4 回 ChatGPT の利用は新規性を喪失するのか? - たかやま特許商標事務所, 3 月 28, 2025 にアクセス、  
<https://takayama-patent.com/archives/2723>
  20. AI・データの利用に関する契約ガイドラインの概要 - 公正取引委員会, 3 月 28, 2025 にアクセス、  
[https://www.jftc.go.jp/cprc/conference/index\\_files/21011902.pdf](https://www.jftc.go.jp/cprc/conference/index_files/21011902.pdf)

21. AI 関連技術に関する特許審査事例について | 経済産業省 特許庁, 3 月 28, 2025 にアクセス、 [https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/ai\\_jirei.html](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/ai_jirei.html)
22. 各小委員会の報告 - 特許庁, 3 月 28, 2025 にアクセス、  
[https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/chizai\\_bunkakai/document/19-shiryu/04.pdf](https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/chizai_bunkakai/document/19-shiryu/04.pdf)
23. 弁理士業務への生成 AI の活用可能性と将来像 - AAMT/Japio 特許翻訳研究会, 3 月 28, 2025 にアクセス、  
<https://aamtjapio.com/kenkyu/files/symposium2024/oosawa.pdf>
24. AI を利活用した創作の特許法上の保護の在り方に関する調査研究報告書, 3 月 28, 2025 にアクセス、  
[https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/sesaku/ai/document/ai\\_protection\\_chousa/zentai.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/sesaku/ai/document/ai_protection_chousa/zentai.pdf)
25. 最近の日本弁理士会の取組 - 特許庁, 3 月 28, 2025 にアクセス、  
[https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/benrishi\\_shoi/document/20-shiryu/04.pdf](https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/benrishi_shoi/document/20-shiryu/04.pdf)
26. 「AI 事業者ガイドライン案」をガイドする～2024 年・生成 AI に関する日本における状況～ | ブログ, 3 月 28, 2025 にアクセス、  
<https://www.tmi.gr.jp/eyes/blog/2024/15409.html>
27. AI 時代の知的財産権検討会 中間とりまとめ, 3 月 28, 2025 にアクセス、  
[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/0528\\_aipdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/0528_aipdf)
28. 「中間とりまとめ (案)」に対する意見募集結果, 3 月 28, 2025 にアクセス、  
[https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai\\_senryaku/13kai/shiryu1.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai_senryaku/13kai/shiryu1.pdf)
29. 第 8 回 AI と知的財産権の基本とリスク～恐れることはない、AI の活用のために - Deloitte, 3 月 28, 2025 にアクセス、 <https://www2.deloitte.com/jp/ja/blog/ai-institute/2025/ai-governance-08.html>
30. AI×データ知財取得支援 | topics - 東京都中小企業振興公社, 3 月 28, 2025 にアクセス、 <https://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/website/topics/aidate.html>
31. 光陽国際特許事務所 | 知財の高度な専門性を持つ商標調査の AI サービス - TM-RoBo, 3 月 28, 2025 にアクセス、 <https://tm-robo.com/introduction/introduction08.html>
32. 知財の DX を推進する弁理士 - 資格の学校 TAC, 3 月 28, 2025 にアクセス、  
<https://www.tac-school.co.jp/tacnewsweb/professional/pro202307.html>
33. 特許検索に AI は効果的? 調査の概要や LLM を活用するメリット、導入事例を徹底解説!, 3 月 28, 2025 にアクセス、 [https://ai-market.jp/technology/llm-patent\\_search/](https://ai-market.jp/technology/llm-patent_search/)
34. 【弁理士が解説】最新の登録事例から学ぶ生成 AI の特許戦略, 3 月 28, 2025 にアクセス、 <https://zelojapan.com/lawsquare/53792>
35. AI と知的財産権。特許調査や著作権管理での活用事例を紹介 - AIsmiley, 3 月 28, 2025 にアクセス、 [https://aismiley.co.jp/ai\\_news/ai-and-ip/](https://aismiley.co.jp/ai_news/ai-and-ip/)
36. 導入事例 | 知財の高度な専門性を持つ商標調査の AI サービス - TM-RoBo, 3 月 28, 2025 にアクセス、 <https://tm-robo.com/introduction.html>
37. 導入事例 - アイ・ピー・ファイン株式会社, 3 月 28, 2025 にアクセス、

- <https://ipfine.jp/case/>
38. 生成 AI と知財 - 知財コラム | 日本弁理士会 中国会 (広島県、岡山県、山口県、島根県、鳥取県) - 知的財産の身近なパートナー, 3 月 28, 2025 にアクセス、  
<https://www.jpaa-chugoku.jp/column/1077/>
  39. “生成 AI は無責任な第三者”か。リスクを理解してチャンスにつなげる生成 AI 時代の知的財産戦略, 3 月 28, 2025 にアクセス、  
<https://diamond.jp/articles/-/349746>
  40. 2024 年 12 月 18 日(水) PA 会国際研修第 1 回「バイオ発明・AI 利用発明の発明者認定」 - ChizaIPro, 3 月 28, 2025 にアクセス、  
<https://chizaipro.com/?p=3201>
  41. お知らせ：弁理士会研修「日米欧 AI 関連発明の審査基準・判例分析と、出願ドラフトへのフィードバック」にて講師を担当しました | グローバル特許のススメ, 3 月 28, 2025 にアクセス、  
[https://jptofpat.com/jpaa\\_seminar2024](https://jptofpat.com/jpaa_seminar2024)
  42. P A 会研修「バイオ発明・AI 利用発明の発明者認定」 - 日本弁理士クラブ, 3 月 28, 2025 にアクセス、  
<https://nichiben.gr.jp/wp/2024/11/25/%EF%BD%90%EF%BD%81%E4%BC%9A%E7%A0%94%E4%BF%AE-%E3%83%90%E3%82%A4%E3%82%AA%E7%99%BA%E6%98%8Eai-%E5%88%A9%E7%94%A8%E7%99%BA%E6%98%8E%E3%81%AE%E7%99%BA%E6%98%8E%E8%80%85%E8%AA%8D%E5%AE%9A/>
  43. 知的財産セミナー - 日本弁理士会関東会, 3 月 28, 2025 にアクセス、  
<https://seminar.jpaa-kanto.jp/>
  44. 令和 5 年度事業計画 - 日本弁理士会, 3 月 28, 2025 にアクセス、  
<https://www.jpaa.or.jp/cms/wp-content/uploads/2023/05/business-plan2023.pdf>